

土木工事の監督に関する現場技術業務委託特記仕様書

土木工事の監督に関する現場技術業務委託特記仕様書

第1条 適用範囲

本業務は、土木工事の監督に関する現場技術業務委託契約書及び土木工事の監督に関する現場技術業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

第2条 管理技術者及び現場技術員の要件

管理技術者及び現場技術員は次表の要件を有する者とする。

区分	資格等
管理技術者	<p>以下の1)及び2)の要件を満たす者</p> <p>1) 以下のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none">① (社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)② 技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)③ 一級土木施工管理技士④ (社)土木学会による特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者⑤ (社)建設コンサルタンツ協会によるRCCM(技術士部門と同様の部門に限る) <p>2) 公告日から起算して、過去10年間に完了した次の同種又は類似業務の実績を1件以上有する者</p> <p>なお、同種及び類似業務の実績には、元請として従事した業務の経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて従事した業務の経験及び発注者として従事した業務の経験を含む。また、発注者として従事した業務とは、国、都道府県、政令市の職員として、業務の監督、検査及び業務履行中又は完成時の履行状況の確認のいずれかに従事した業務をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">① 同種業務： 愛媛県が発注した土木工事の監督に関する現場技術業務委託又は国、都道府県、政令市が発注した土木工事に関する発注者支援業務② 類似業務： 国、都道府県、政令市が発注した公物管理補助業、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務及び土木工事における監理技術者の業務
現場技術員	<p>以下のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none">① (社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)② 技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)又は技術士補(建設部門)③ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士④ (社)土木学会による特別上級技術者、上級技術者、1級技術者又は2級技術者⑤ (社)建設コンサルタンツ協会によるRCCM(技術士部門と同様の部門に限る)⑥ 管理技術者の要件2)に掲げる同種又は類似業務の実績と同様の実務経験を1年以上有する者なお、実務経験期間は、同種及び類似業務の実務経験期間を合算することができる。⑦ 土木事業(農業土木事業、森林土木事業及び水産土木事業を除く。)に関する技術的行政経験を10年以上有する者

第3条 業務打合せ

共通仕様書第3条第2項に定める打ち合わせは、業務着手時及び完了時に行うものとし、中間打ち合わせは必要に応じ監督員が指示した場合に行うものとする。